

## 団体等におけるキャラクター「なすまる」の使用について

- 1 任意団体等、自治体以外の団体において、キャラクターデザインを御使用いただく場合にあつては、京都府あて別添申請書の御提出をお願いします。
- 2 キャラクターデザインについては、ごみの減量化やリサイクルの推進につながる取組のほか、キャラクターの認知度向上につながる取組においても使用していただくことが可能です。
- 3 申請に基づく京都府の承認があつた場合には、御使用いただけるキャラクターデザインのデータを送付いたします。  
デザインの使用后、使用の様態が分かる資料（資材、写真等）について、京都府あて御提供ください。
- 4 デザイン使用については、原則として京都府から送付されたデザインデータを使用することとし、デザインの改変（デザインの拡大縮及び白黒印刷は除く）を行う場合や、キャラクターデザインを元にした別のイラストやキャラクターが3Dとなるグッズ等を作成する場合には、別途、御相談ください。
- 5 キャラクターの名前は「なすまる」であり、キャラクタープロフィールについては以下の京都府HPに公表されています。名前、プロフィールの変更や、公表されていないプロフィールを新たに追加することはできません。  
※ 京都府HP (<http://www.pref.kyoto.jp/junkan/character.html>)
- 6 申請については、デザインデータの送付を希望する日の2週間前までに、申請書にデザインを使用する取組や広報紙の内容が分かる資料（過去の開催資料や既刊の広報紙等）を添付して、以下の宛先へ御提出ください。

### 【問い合わせ・申請先】

〒602-8570（住所記載不要）

京都府循環型社会推進課 宛

電話：075-414-4718

メール：junkan@pref.kyoto.lg.jp